コロナ簡易検査ごみの取扱いについて
（ご家庭及び事業所での独自検査の場合）

検査に使ったごみ ＝ 「在宅医療器具」に該当

⇩

当地域の分類では、
可燃ごみ（衛生ごみ）に分類

←可燃ごみは固形燃料化処理していますが、衛生ごみは「焼却処理」します。

検査の実施

⇩

検査に使ったごみ一連（ｷｯﾄ・包装・ﾃｨｯｼｭ等）は分別せず、可燃ごみ（衛生ごみ）とする。

陰性の場合

⇩

可燃ごみ袋に、検査に使ったごみだけを入れてまとめる。（他の可燃ごみと一緒にしない）
袋表面の見やすい位置に布テープ等を貼って、ﾏｼﾞｯｸで「衛生ごみ」と記載する。

※検査が少量の場合は、ポリ袋等に入れて、「衛生ごみ」とマジックで記載し、他の可燃ごみが入った袋に入れて出すことができます。

⇩

金曜可燃ごみの日に
ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝに出す

陽性が出た場合

⇩

陽性者が出したごみは、分別せず、他のごみとは別の可燃袋でまとめ、袋の口から消毒液を噴霧し、口をしっかり縛って、持ち手にも同様に消毒処理をする。

袋表面の見やすい位置に布テープ等を貼って、ﾏｼﾞｯｸで「衛生ごみ」と記載する。

⇩

3日間排出を見合わせる

⇩ ↑ウイルスの死滅を待つ

4日目以降の金曜可燃ごみの日に排出

役場企画情報課環境衛生係　TEL45-3613